

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成25年2月5日(火) 第2416号

毎週火・金曜日発行

目 次

告示			
○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
人事委員会関係			
規  則			
〇山形県人事委員会規則6-3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則同			
企業局関係			
規  程			
○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程······同			
病院事業局関係			
規  程			
〇山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程・・・・・・88			
公告			
○大規模小売店舗の新設の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
<u>告</u> 示			

#### 山形県告示第88号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成25年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。 第2条中「年0.55パーセント」を「年0.60パーセント」に、「年0.30パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

## 附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年1月17日から適用する。
- 2 平成25年1月17日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

#### 山形県告示第89号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年2月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ニチイケアセンターさがえ	介護予防訪問介護	寒河江市大字寒河江字横道13番 1 号	平成24.10.1

## 山形県告示第90号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年2月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 小規模多機能型居宅介護施設 ほなみ 東田川郡庄内町余目字四ツ興野130番地
  - (2) 届出の内容

指定介護機	亦軍左日口	
変 更 前	変 更 後	· 変更年月日
東田川郡庄内町余目字四ツ興野19番地 1	東田川郡庄内町余目字四ツ興野130番地	平成24. 12. 19

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 グループホームほなみ家 東田川郡庄内町余目字四ツ興野123番地
  - (2) 届出の内容

指定介護機	本五年日日	
変更前	変 更 後	· 変更年月日
東田川郡庄内町余目字四ツ興野52番地	東田川郡庄内町余目字四ツ興野123番地	平成24. 12. 19

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 デイサービスセンター コスモス 米沢市泉町二丁目1番6号

#### (2) 届出の内容

指定介護機	亦更年日日		
変 更 前	変 更 後	変更年月日	
ぷちハウスなごみ (コスモス)	デイサービスセンター コスモス	平成25. 2. 1	

## 山形県告示第91号

次の開発行為は、完了した。

平成25年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成24年10月24日 指令村総建第5024号

2 開発工区に含まれる地域の名称

第1-1工区

寒河江市中央工業団地1055番1、1066番の一部、1084番30の一部、1083番12の一部、1084番26

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市土地開発公社

# 人事委員会関係

## 規則

山形県人事委員会規則 6-3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月5日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊 彦

別表中「小学校就学の始期に達するまでの子の看護」を「中学校就学の始期に達するまでの子の看護」に、「子に」を「小学校就学の始期に達するまでの子に」に改める。

## 附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 企業局関係

## 規 程

## 山形県企業管理規程第1号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月5日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「同項第5号の3」を「同項第5の3号」に改める。

別表第3その他の項第13号中「小学校就学」を「中学校就学」に、「子に」を「小学校就学の始期に達するまでの子に」に改める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 病院事業局関係

## 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月5日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

## 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。 別表第3その他の項第20号中「小学校就学」を「中学校就学」に、「子に」を「小学校就学の始期に達するまでの 子に」に改める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

# 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 新庄市役所において平成25年6月5日まで縦覧に供する。

平成25年2月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークタウン新庄

新庄市金沢字下モ田2344番地の1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大髙善興

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大髙善興

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年9月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,018平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 90台
  - (2) 駐輪場の収容台数 58台
  - (3) 荷さばき施設の面積 91平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 11立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前9時
    - 口 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日 平成25年1月25日
- 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年6月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見